

法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十二号）新旧対照表

改正後

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十(三)、別表十一(一)から別表十二(二)まで、別表十二(三)から別表十二(八)まで、別表十二(九)、別表十三(一)から別表十三(四)まで、別表十三(五)、別表十三(六)から別表十六(一)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一〇十一 省 略

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 省 略

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二、別表三(一)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)から別表六(三十六)まで、別表七(一)から別表七(三)まで、別表八(一)から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(九)付表まで、別表十(四)、別表十一(一)から別表十四(八)まで、別表十五、

改正前

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十(三)、別表十一(一)から別表十二(七)まで、別表十二(九)、別表十二(十)、別表十三(一)から別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十六(一)から別表十六(八)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一〇十一 同 上

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 同 上

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二、別表三(一)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)から別表六(三十二)まで、別表七(一)から別表七(三)まで、別表八(一)から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(九)付表まで、別表十(四)、別表十一(一)から別表十四(八)まで、別表十五、

別表十六(一)から別表十七(二)の三付表まで及び別表十七(三)の二から別表十七(三)の八まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(確定申告書の記載事項)

第三十四条 省 略

2 確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)付表二、別表六(一)から別表六(三十六)まで、別表七(一)から別表七(三)まで、別表八(一)から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(四)まで、別表十一(一)から別表十四(八)まで、別表十五及び別表十六(一)から別表十七(四)まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)

第三十七条の九 省 略

2 法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載する連結中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の二、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四の二、別表四の二付表、別表五(一)付表、別表五の二(一)、別表五の二(二)付表一、別表五の二(二)、別表五の二(二)付表、別表六(二)

別表十六(一)から別表十七(三)の六まで及び別表十七(三)の八から別表十七(三)の十二付表まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(確定申告書の記載事項)

第三十四条 同 上

2 確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)付表二、別表六(一)から別表六(三十二)まで、別表七(一)から別表七(三)まで、別表八(一)から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(四)まで、別表十一(一)から別表十四(八)まで、別表十五及び別表十六(一)から別表十七(四)まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)

第三十七条の九 同 上

2 法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載する連結中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の二、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四の二、別表四の二付表、別表五(一)付表、別表五の二(一)、別表五の二(二)付表一、別表五の二(二)、別表五の二(二)付表、別表六(二)

(二)から別表六(五)まで、別表六(三十一)から別表六の二(三十一)まで、別表七の二から別表七の二付表六まで、別表八(二)から別表九(二)まで、別表十(二)から別表十四付表二まで、別表十(七)、別表十の二(一)から別表十四(一)まで、別表十四(三)から別表十四の二まで、別表十五の二から別表十六(六)まで、別表十六(八)から別表十七(二)まで、別表十七(三)の二から別表十七(三)の八まで及び別表十七の二(一)から別表十七の二(二)付表二まで(更正請求書にあつては、別表一の二を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、連結法人が法第八十一条の三第一項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別損金額を計算する場合の令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(連結確定申告書の記載事項)

第三十七条の十一 省 略

2 連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む)。

(一)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の二、別表二、別表三(二)から別表三の二付表三まで、別表四の二、別表四の二付表、別表五(一)付表、別表五の二(一)から別表五の二(二)付表まで、別表六(二)の二から別表六(五)まで、別表六(三十一)から別表六の二(三十一)まで、別表七の二から別表七の二付表六まで、別表八(二)から別表九(二)まで、別表十(二)から別表十四付表二まで、別表十(七)、別表十の二(一)から別表十四(一)まで、別表十四(三)から別表十四の二まで、別表十五の二から別表十六(六)まで、別表十六(八)から別表十七(二)まで及び別表十七(三)から別表十七の二(二)付表二まで(更正請求書にあつては、別表一の二を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、連結法人が法第八十一条の三第一項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別損金額を計算する場合の令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表

(二)から別表六(五)まで、別表六(三十一)から別表六の二(二十七)まで、別表七の二から別表七の二付表五まで、別表八(二)から別表九(二)まで、別表十(二)から別表十四付表二まで、別表十(七)、別表十の二(一)から別表十四(一)まで、別表十四(三)から別表十四の二まで、別表十五の二から別表十七(一)付表まで、別表十七(二)の四、別表十七(三)から別表十七(三)の六まで、別表十七(三)の八から別表十七(三)の十二付表まで及び別表十七の二(一)から別表十七の二(四)付表まで(更正請求書にあつては、別表一の二を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、連結法人が法第八十一条の三第一項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別損金額を計算する場合の令第六十三条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(連結確定申告書の記載事項)

第三十七条の十一 同 上

2 連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む)。

(一)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の二、別表二、別表三(二)から別表三の二付表三まで、別表四の二、別表四の二付表、別表五(一)付表、別表五の二(一)から別表五の二(二)付表まで、別表六(二)の二から別表六(五)まで、別表六(三十一)から別表六の二(二十七)まで、別表七の二から別表七の二付表五まで、別表八(二)から別表九(二)まで、別表十(二)から別表十四付表二まで、別表十(七)、別表十の二(一)から別表十四(一)まで、別表十四(三)から別表十四の二まで、別表十五の二から別表十七(一)付表まで、別表十七(二)の四及び別表十七(三)から別表十七の二(四)付表まで(更正請求書にあつては、別表一の二を除く。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、連結法人が法第八十一条の三第一項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別損金額を計算する場合の令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)又は第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別

十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)

第六十一条の二 省 略

2 省 略

3 法第四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十六)まで、別表六の三から別表七(三)まで、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(十)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(六)まで、別表十七(二)から別表十七(二)の三付表まで及び別表十七の三(一)から別表十七の三(二)付表まで(更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二条第二項(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定により法第三十一条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)の規定又は法第四十二条第二項の規定により法第三十二条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

4 省 略

(確定申告書の記載事項)

表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)

第六十一条の二 同 上

2 同 上

3 法第四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十二)まで、別表六の三から別表七(三)まで、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(十)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(六)まで、別表十七(二)から別表十七(二)の五付表まで及び別表十七の三(一)から別表十七の三(二)付表まで(更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二条第二項(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定により法第三十一条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)の規定又は法第四十二条第二項の規定により法第三十二条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

4 同 上

(確定申告書の記載事項)

第六十一条の四 省略

2 省略

3 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十六)まで、別表六の三から別表七(三)まで、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(七)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(四)まで、別表十七(二)から別表十七(三)まで、別表十七(四)及び別表十七(三)から別表十七(三)まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の方法）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第四百四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 省略

別表一、別表十九 省略

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 別表十二(五)の記載要領第一号の改正規定 令和四年四月一日

第六十一条の四 同上

2 同上

3 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十二)まで、別表六の三から別表七(三)まで、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(七)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(四)まで、別表十七(二)から別表十七(三)まで、別表十七(四)及び別表十七(三)から別表十七(三)まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の方法）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第四百四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(六)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 同上

二 第三十七条の九第二項の改正規定（「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。）、第三十七条の十一第二項の改正規定（「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。）、別表六の記載要領第一号(1)の改正規定（「第42条の12の5の2第2項」を「第42条の12の6第2項」に、「又は」を「、第42条の12の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は」に改める部分に限る。）、別表六(二十三)の記載要領第三号の改正規定、別表六(二十八)を別表六(三十一)とし、同表の次に一表を加える改正規定（別表六(二十八)を別表六(三十一)とする部分を除く。）、別表六(二十七)の記載要領第一号の改正規定、別表六の二(三)の記載要領第一号(1)の改正規定（「又は」を「、第88条の15の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は」に改める部分に限る。）、別表六の二(二十五)付表を別表六の二(二十八)付表とし、同表の次に二表を加える改正規定（別表六の二(二十五)付表を別表六の二(二十八)付表とする部分を除く。）、別表七(一)の記載要領の改正規定（同第四号に係る部分を除く。）、別表七(一)付表四の次に一表を加える改正規定、別表七の二付表一の記載要領の改正規定、別表七の二付表五の次に一表を加える改正規定、別表十二(一)の次に一表を加える改正規定、別表十六(六)の改正規定及び別表十六(九)の改正規定並びに附則第五項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

三 別表一の記載要領第九号(1)ロの改正規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

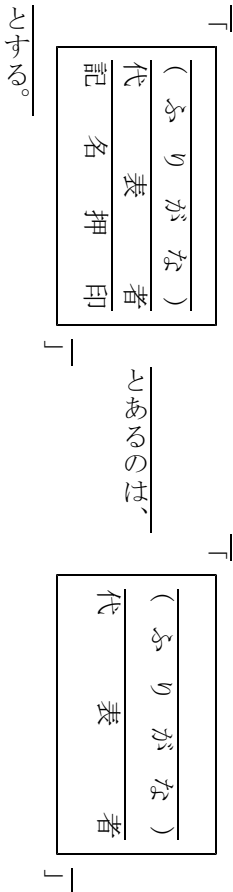
四 別表十七の改正規定及び別表十四(二)の記載要領第一号の改正規定（「第66条の11の2第1項」を「第66条の11の3第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第六項の規定、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

2| 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和三年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及

び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3) 次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税について同日以後に確定申告書又は連結確定申告書（これらの申告書に係る修正申告書を含む。）の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）別表一若しくは別表一の二の書式、法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第四十号。以下「令和二年改正規則」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正規則による改正前の法人税法施行規則（以下「令和二年旧規則」という。）別表一若しくは別表一の二の書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十一号。以下「平成三十一年改正規則」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正規則による改正前の法人税法施行規則（以下「平成三十一年旧規則」という。）別表一(一)から別表一の二(三)までの書式 これらの表の表中



とする。

二 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十五号。以下「平成三十年改正規則」という。）附則第二項その他これに類する法人税法施行規則別表の書式を改正する省令の経過措置を定める規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの省令による改正前の法人税法施行規則別表一(一)から別表一の二(三)までの書式（前号に掲げる書式を除く。） 平成三十年改正規則附則第三項の規定

にかかわらず、これらの表の表中 ↑

(ふりがな)
代 表 者
田 嶋 押 印

とめるのは

(ふりがな)
代 表 者

と

し、これらの表の表の「隣補_補中_中味_味田_田嶋_嶋苗_苗田_田」の欄については記載を要しない。

4 | 次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税について同日以後に確定申告書(当該確定申告書に係る修正申告書を含む。)の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規則別表一の三の書式、令和二年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年旧規則別表一の三の書式又は平成三十一年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧規則別表一の三の書式
これらの表の表中 ↑

(ふりがな)
国内源泉所得に係る 事業等の責任者 記 名 押 印

とめるのは

(ふりがな)
国内源泉所得に係る 事業等の責任者

とする。

二 平成三十年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正規則による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年財務省令第三十六号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式、平成三十年改正規則附則第四項の規定にかかわらず、これらの表の表中 ↑

(ふりがな)

(ふりがな)

事業責任者	とあるのは	国内源泉所得に係る	と
事業責任者		事業等の責任者	

し、これらの表の表の「国内源泉所得に係る」の欄については記載を要しない。

5| 新規則別表六(三十二)、別表六の二(二十九)、別表六の二(二十九)付表、別表七(一)付表五、別表七の二付表六、別表十二(二)、別表十六(六)及び別表十六(九)の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6| 新規則別表十(七)の書式は、法人の附則第一項第四号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7| 新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の令和三年四月一日以後に提出する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に提出する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に提出した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に提出した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

8| この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 新規則別表六(二十七)の書式 同表の記載要領第二号中「第27条の12の5第15項」とあるのは「第27条の12の4の2第15項」と、同第三号中「第27条の12の5第6項第2号イ」及び同6の2第27条の12の4の2第6項第2号イ」及び「第27条の12の5第5項第2号イ」及び同6の2第7項第4の2第5項第2号イ」及び「同第四号中「第27条の12の5第7項」及び同6の2第7項の12の4の2第7項」及び「同(二)中「第27条の

12の5第21項]とあるのは「第27条の12の4の2第21項]とす。

二 新規則別表六(二十八)の書式 同表の記載要領第二号中「第27条の12の5第15項]とあるのは「第27条の12の4の2第15項]とす。同第三号中「第27条の12の5第6項第2号イ]とあるのは「第27条の12の4の2第6項第2号イ]とす。同第四号中「第27条の12の5第27条の12の4の2第5項第2号イ]とあるのは「第27条の12の5第27項]とあるのは「第27条の12の4の2第20項]とす。同第五号中「第27条の12の5第21項]とあるのは「第27条の12の4の2第21項]とす。

9| 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 省 略

25 18 省 略

19 施行令第二十五条の二十第七項の規定により確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(二)、別表十一(一)、別表十一(一)の二、別表十二(十)、別表十二(七)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

20 36 省 略

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一 省 略

25 23 省 略

24 施行令第三十九条の十五第八項の規定により同項に規定する確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(二)、別表十一(一)、別表十一(一)の二、別表十二(十)、別表十二(七)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

25 44 省 略

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の七十六 省 略

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 同 上

25 18 同 上

19 施行令第二十五条の二十第七項の規定により確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(二)、別表十一(一)、別表十一(一)の二、別表十二(九)、別表十二(七)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

20 36 同 上

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一 同 上

25 23 同 上

24 施行令第三十九条の十五第八項の規定により同項に規定する確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(二)、別表十一(一)、別表十一(一)の二、別表十二(九)、別表十二(七)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

25 44 同 上

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の七十六 同 上

25 2 省 略

24 施行令第三十九条の百十五第七項の規定により同項に規定する連結確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(一)、別表十一(一)、別表十一(一)の(二)、別表十二(十)、別表十二(十四)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

25 42 省 略

10 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

(福島再開投資等準備金)

第六条の七 省 略

2・3 省 略

4 法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、「別表十三(一)」とあるのは「別表十二(六)、別表十三(一)」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第六条の七第三項第四号(福島再開投資等準備金)に掲げる」とする。

25 2 同 上

24 施行令第三十九条の百十五第七項の規定により同項に規定する連結確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九(一)、別表十一(一)、別表十一(一)の(二)、別表十二(九)、別表十二(十四)、別表十三(一)から別表十三(三)まで、別表十三(五)、別表十四(一)及び別表十六(一)から別表十六(五)までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

25 42 同 上

(福島再開投資等準備金)

第六条の七 同 上

2・3 同 上

4 法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、「別表十三(一)」とあるのは「別表十二(六)、別表十三(一)」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第六条の七第三項第四号(福島再開投資等準備金)に掲げる」とする。